

公益財団法人
全国里親会

里親だより

2018
秋号

第118号

掲載内容

巻頭エッセイ 外国籍の子どもについての相談 *p.1

里親保険、理解して加入していますか？

上手に利用していますか？ *p.2 ~

読者で作るコーナー ⑧ 学校の先生 *p.5

「フォスタリング機関ガイドライン」を読む *p.6 ~

数字でみる里親制度 ① *p.8

関連団体訪問 ④ 一般社団法人にんしんSOS東京 *p.9

体験談をシェアしよう！ ⑧ 異性関係 *p.10 ~

ホットピックス *p.12 ~

戦後里親制度の変遷 ② *p.14 ~

おすすめの映画「愛と法」 *p.16

巻頭 エッセイ

外国籍の子どもについての相談

行政書士・入国管理局申請取次資格者 **黒川 起志夫**

私は東京都の職員としてさまざまな職場を経験してきましたが、後半は児童相談所の児童福祉司を6年間勤めてきました。担当地域にも関係しているのか、外国人の子どもとの相談が比較的多かったです。

当時は、外国籍の子どもの問題に関する事例研究会があってその成果としての『外国籍児童の相談の手引き』の発行にも携わりました。

現在はそのような経験と行政書士としての実務経験を評価していただき、東京都児童相談所の外国の子どもたちに対する相談アドバイザーとして児童福祉専門員を委嘱されています。

相談の内容としては在留資格を超えた滞在、いわゆるオーバースティの家族・子どもの相談や生活困窮による養護相談、国籍が未定・不確定な子どもの国籍取得相談、未婚の外国人母による出産児童の対応相談などさまざまです。

また、要保護となった外国籍の子どもが里親委託されるケースも増えているように感じます（統計がないのであくまで感覚です）。子どもが修学旅行で海外へ行くのにパスポートを作って欲しいとか、日本に帰化したいがどうしたらよいかなどの相談も里親さん経由で対応したことがあります。

しかし、行政書士としての入国管理局申請取次業務は在留資格の取得や更新、変更、永住、帰化申請などが主な仕事ですので、必ずしも児童相談所や里親さん

経由の相談とは重ならない部分が多いです。

相談のケースは多岐にわたりますが、まず外国人の子どもについて、里親さんが入管関係の仕組みを知ること、在留資格の種類も多いですから、まずそれを確認することが必要だと思います。



▲ 黒川 起志夫さん

日々の生活でいえば、その子どもの文化や言語を大切にあげて。虐待ケースでなければ実親との交流をできるだけ密に続けていくことも大切ではないでしょうか。そして、15歳くらいになったら、今後どうしていきたいのか子どもや実親、児童相談所とよく話し合う必要がありますね。

私は個人で活動していますが、東京都の児童相談所や千葉県の子どもの相談所では外国籍の子どもとの相談は委嘱されていますので児童相談所経由で相談を受けることが可能です。他の方でも相談したいことがある場合は下記団体のメールアドレスへお知らせいただければ、可能な範囲でお答えしていきます。

NPO法人 千葉県里親家庭支援センター

mail fosterfamily926@gmail.com

里親保険、理解して 加入していますか？ 上手に利用していますか？

保険の仕組みと事故による保険受け取り例・
新しい取り組み（家屋の補修など）

多くの里親会では、全国里親会が窓口になっている、損害保険ジャパン日本興亜株の運営する里親賠償責任保険に加入しているものと思います。入っていれば安心というのではなく、内容を理解し活用するようにしましょう。保険の概要などについて取扱代理店共立(株)の桑子智さんにお話をうかがいました。また、地域の里親会にアンケートを行い、この保険の使い勝手についてお聞きしました。

(木ノ内博道)

里親賠償責任保険とはどんな保険なのか

里親賠償責任保険は、委託児童が学校の窓ガラスを割り、法律上の損害賠償責任を里親が被った場合などに補償する「施設賠償責任保険」と、里親が調理した料理が原因で委託児童が食中毒をおこしてしまった場合などに補償する「生産物賠償責任保険」からできています。

通常、12歳以上の子どもについては事故などに対して責任能力があるとされ、里親を被保険者とする保険契約の場合は対象とはなりません。この里親賠償責任保険については12歳以上の子どもについても補償の対象になります。ただし年間保険料にそうした子ども一人当たり1,750円が加算されます。

里親賠償責任保険の種類と加入手続き

里親賠償責任保険は通常保険（1年間）と短期保険があります。通常保険の種類としては、補償金額と保険料によって3つのタイプがあります。

- Aタイプ** 施設賠償、生産物賠償とも1,000万円ずつについて年間負担額が里親1世帯当たり2,410円。
- Bタイプ** 施設賠償、生産物賠償とも5,000万円ずつについて年間負担額が4,560円。
- Cタイプ** 施設賠償、生産物賠償とも1億円ずつについて年間負担額が6,030円。

どのタイプの保険に加入するかは地域の里親会が決めていますので、どの保険に加入しているか、里親会に確認しておくことをお勧めします。

短期里親保険について

里親賠償責任保険には通常保険以外に、季節里親、週末里親、レスパイト・ケアなど短期間だけ子どもを預かる際に加入する「短期里親保険」があります。この場合は、補償金額・保険料、また預かる期間（1か月単位）、12歳以上の子どもか否かなどを記入して、必要な時に加入します。

事故が発生したら

万一事故が発生した場合は地域の里親会事務局まで書面（事故通知書）で知らせます。受け取った里親会事務局は保険代理店まで知らせます。

新しい取り組みとして

お話を伺った桑子さんによると、「委託された子どもが里親の家屋を壊すことがあると聞いているので来年度からこの問題に火災保険で対応したい」とのことです。里親賠償責任保険とは別のもので、「それぞれの里親が判断したうえで個別に加入してもらうことになる」とのことでした。

また、委託された子どもの行為によって里親がケガをする場合があり、それに対する保険の要望もあるが、これについては今後検討をしていきたい、とのことでした。

よくある質問

Q1 全国里親会の会員以外が里親賠償責任保険に加入することはできますか？

A1 全国里親会会員以外は加入できません。

Q2 委託された子どもを自動車で送迎している際

に、交通事故で他人をケガさせてしまい損害賠償請求を受けました。里親賠償責任保険で補償されますか？

A2 補償はされません。自動車の所有・使用・管理に起因する事故は自動車保険の補償範囲となります。

Q3 週末里親などで、一時的に子どもを委託された場合も保険の対象になりますか？

A3 一時的に子どもを委託された場合（季節里親、週末里親、ショートスティ、レスパイト・ケアなど、以下「短期里親」という）は、各里親会より全国里親会に名簿を提出されている場合のみ対象となります。

Q4 短期里親に一時保護は含まれますか？

A4 委託一時保護については保険の対象になりませんが、里親賠償責任保険で定義する短期里親には入りません。そのため、毎月里親数の増減の通知および保険料の清算は不要です。2018年2月1日時点で一時保護の子どもがいる場合は、他の子ども同様通知書に記載が必要です。

Q5 Bタイプに加入したい里親とCタイプに加入したい里親がいます。分けて加入することは可能でしょうか？

A5 分けて加入することはできません。里親会単位で全員同じタイプに加入してください。

Q6 保険期間の途中で里親数に増減があった場合、保険料の追加支払いはありますか？

A6 短期里親については提出した名簿に基づいて積算した保険料を、保険期間終了後に支払うことになります。

※短期里親以外の保険料については年度末に提出した世帯数、12歳以上の子どもの数によって算出した保険料を保険期間開始前に支払うことになります。

Q7 委託された子どもによって起こした事故で、その子ども自身が賠償責任を負う場合は、この保険の対象になりますか？

A7 賠償責任を負う可能性のある12歳以上の子どもは全員、自動セットの個人賠償責任の補償対象になっています。

平成29年度の保険利用例

平成29年度の保険利用については23件の事故などがありました。どのようなケースだったのか、その一部を紹介します。（ ）内の受け取り保険金はおおよその金額です。

- ▶教室を移動中友人とぶつかり友人の眼鏡フレームを壊してしまった。(22,000円)
- ▶コウモリに向かって石を投げて遊んでいたところ近隣の自動車に当たってしまった。(125,000円)
- ▶児童が学校で担任の先生に呼び止められ、日頃からの不満が重なりランドセルを床に投げたところ窓に当たって割れた。(16,000円)
- ▶教室外にいた級友が教室をのぞいたことに腹を立てた児童が教室の後ろ側のドアを手で叩きガラスが割れた。(6,000円)
- ▶学校教材の彫刻刀をバスに持ち込み、送迎バスの中で遊び座席17か所に傷をつけた。(21,000円)
- ▶発達障害の内服薬を飲み忘れて登校し、落ち着かず友達に暴力を振るった。(47,000円)
- ▶児童が小石を投げてアパートの窓に当たってしまった。(9,000円)
- ▶駐車場で誤って隣の車に傷をつけてしまった。(24,000円)
- ▶放課後遊んでいて友達の顔を押さえたところ眼鏡を壊してしまった。ケガはなし。(3,000円)
- ▶学校で友人の楽器ケースを破損させてしまった。(2,000円)
- ▶神殿のガラスを割ってしまった。(9,000円)
- ▶サッカー中にガラスを割ってしまった。(16,000円)
- ▶12歳以上。自転車並走中友人が前輪に足が挟まり泥除けが破損。(7,000円)
- ▶12歳以上。学校で遊んでいて窓ガラスを割った。(6,000円)

里親会からの声

里親賠償責任保険について、地域の里親会にアンケートを実施しました。

① 全国里親会の保険加入の割合

45の里親会から回答があり、このうち全国里親会の里親保険に加入しているのは35(77.8%)。

② 保険料の支払い

保険の加入料金は誰が払っているのか聞いたところ、「里親が各自で」「里親会」が4（8.9%）。「行政が全額払っている」32（71.1%）、「里親会と行政で」5（11.1%）、「その他」1（2.2%）となりました。多くの地域で保険料金は行政が全額負担しています。措置された子どもに関する保険ですから、できるだけ行政が負担すべきものでしょう。

③ 事務局の悩み

地域の里親会の事務局で保険の手続き上困っていることはないか聞いてみました。「里親からの問い合わせで困ったことはあるか」の質問に「いいえ」が34（75.5%）、「ある」7（15.6%）でした。困っていることを具体的に書いていただきました。

- 短期保険の支払いが年度を越してしまうこと。
- 毎月の報告がよくわからず、そこまで必要なかも疑問に思っている。
- 委託状況が事務局で把握できず書類申請が困難。
- 事務局では委託状況が把握できない。
- 実際に事故が起こった際の問い合わせ窓口がよくわからない。
- 里親保険手続きは県からの委託でやっているが人件費が出ていないので負担に感じる。
- 保険に入るためには里親会加入が条件になっているため親族里親の中に加入できない人がいる。などの意見が寄せられました。事務局として里親の委託状況が把握できず困難に感じている里親会もあるようです。

④ 里親からの問い合わせで困ったことはあるか

里親保険について、里親からの問い合わせで困ったことはあるか聞いてみました。

「困ったことはない」31（68.9%）、「困ったことがある」10（22.2%）という結果になりました。

困ったことについて具体的に書いていただきました。

- 里親の私物を子どもが壊してしまったときに、監督責任についての説明がうまく理解してもらえなかった。
- 支払い対象となる損害についてよくわからない。
- 現在の保険は第三者からの損害賠償を求められた場合のものである。最近の傾向として、里親に措置された児童が発達障害などでパニックを起こ

し壁やテレビを壊すことがあり、その補償がない。

- 問い合わせに対して回答できないことがある。
- 責任能力の有無が、発達障害のある場合どの程度なのか分かりづらい。
- 保険請求時に、必要書類の提出がなかなかされない。
- 学校のPTA保険との併用が必要であるか否か質問されたがよく分からなかった。
- 保険料発生が、2月1日付けで措置されている子どもが対象である。措置児童が3月解除予定の里親に説明する際に、疑問を持たれる里親がいる。
- 学校内での事故に対し対象外といわれたのでそのことを里親に伝えたところ、後日、支給できるといわれた。
- 事故などが発生した場合に保険の対象になるのかどうか、いろいろなケースがあるため答えづらい。

⑤ 里親賠償責任保険にのぞむこと

最後に、里親賠償責任保険にのぞむことを聞きました。

- 保険会社のパンフレットだけでなく、比較的多く発生しそうな事例を分かりやすく作ってもらえるとありがたい。里親の不安解消につながると思います。
- 地域の里親会入会が原則になっているが、入会していない里親や入会しても会費を滞納している里親がいます。現在は事故など起きていないのですが心配です。
- 里親が携帯できる『里親保険の手引き』のようなものがあるといい。
- 報告の簡素化をのぞみます。
- 公的支援を受けている場合、地元の保険会社を利用してほしいという要望がある。
- 里親ごとに保険のタイプを選べるようにしてほしい。補助金の関係で一律Aタイプ。
- マッチング中では対象にならないのか問い合わせがあったがパンフレットだけではよく分からない。
- 年度末清算の事務が大変。現在の保険料で継続してもらいたい。

里親賠償責任保険については今後も取り上げていきたいと思います。利用の仕方などでご意見をお寄せいただければ幸いです。

読者で作る コーナー 8

読者が質問して読者が答えるコーナーです。

里親活動する上で気になっていることを質問としてお寄せください。また質問に対するご意見やアドバイスを募集します。どちらもメール、ファックス、手紙で「里親だより・読者で作るコーナー係」と明記してお送りください。また一部文章に手を加える場合がありますので、ご了承願います。今回は前号に掲載した質問に、以下の通りご意見が集まりました。他にもさまざまな考えがあると思います。あくまで参考例としてご活用ください。なお、いただいたご質問・ご意見はすべて取り上げるとは限りません。(船矢佳子)

Mail info@zensato.or.jp FAX 03-3404-2034
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857

●学校の先生

Q

里子のことを理解してもらうため、皆さんは学校の先生とどのように付き合っていますか。何か工夫していることがあったら教えてください。

A1

うちでは年度初めの個人面談で、子どもが社会的養護の子であること、気を付けてもらいたいこと（通称名を使う等）をまず言います。それから学校で大怪我をした場合は、児童相談所や実親が出てくる可能性があるので、慎重に対応してもらいたい旨、伝えます。遠まわしに先生が、気を使うよう仕向けるのがポイント。

先生も責任とりたくないし、いろいろ面倒なこ

とになりそうだと想像がつくのか、そう言うようにしたら、しっかり配慮してもらえるようになりました。もちろん来年度の先生にもきっちり引き継いでもらいます。

生い立ちの授業や二分の一成人式がある年は、あらかじめ「生まれた時や幼い時の記録がないので、その時代の質問にはいっさい答えられない」と、言っておきます。

A2

以前、子どもが学校で事件を起こしたのに、そのことを先生がだいぶたってから連絡してきたことがありました。話しにくい内容だったので「話すかどうか迷った」のだそうです。以来、先生には最初に「問題行動が出ることがあるので、何かあったら言いにくいことでもハッキリこちらに伝

えてください」と強調して言うようにしています。

小学校は面談も先生と一対一ですが、中学になると、三者面談が多くて先生と個人的に話す機会があまりないですね。学校の先生も社会的養護の子どもについて、もっと学んでほしいとつくづく思います。

A3

私は、最初に子どもに関する情報提供をあまりしないようにしています。学年の始めに担任に、里子であることや子どもの傾向などをざっと伝え、後は必要に応じて小出しにします。以前最初にいろいろ情報を提供したところ、先生

が子どもの課題に対応せず黙ってみているだけになってしまいました。情報提供しすぎない方が、先生が子どもの課題に自ら気づいてアプローチしてくれるような気がします。

次回の質問は

里子(養子)の結婚

将来子どもが結婚するとき、里子(養子)だということで、相手や相手の家族から何か言われませんか。経験者の方の話を聞きたいです。

フォスタリング機関ガイドライン を読む

—— フォスタリング機関とは何か、 里親支援機関や里親にどのような影響があるのか

今年7月に厚生労働省から「フォスタリング機関ガイドライン」が発出されました。フォスタリング機関とはなにか、里親や里親支援機関にどのような影響を及ぼすのか、ガイドラインや8月末に取りまとめられた来年度の概算要求から動きをみていきます。(木ノ内博道)

◆フォスタリング機関とは

平成21年度の改正児童福祉法で里親支援が初めて示され、里親委託等推進委員会の設置が始まりました。また、平成23年度からは施設に里親支援専門相談員が配置されるようになりました。

これまで、里親支援は数多くあった方がよいとして、児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター、地域の里親会、NPO法人などが里親支援業務を行うとしてきました。その結果、支援者は里親に対してどんな支援を行うべきか、また里親は周囲にどのような支援機関があって何をしてくれるのかがあいまいでした。

平成28年度の改正児童福祉法ではこうした里親支援のあり方から、児童相談所の行う里親に関する業務を明確にし、それを外部機関に委託することができる、としました。

相談業務などの個別里親支援から、包括的な里親養育支援へとギアをチェンジした格好です。

示されている業務は、①里親制度等普及促進・リクルート事業、②里親研修・トレーニング等事業、③里親委託推進等事業、④里親訪問等支援事業、⑤共働き家庭里親委託促進事業の5つです。要は措置に関する業務以外を整理したものです。

これらについて、基本的には児童相談所が行うが、民間に業務を委託してもよいという内容です。民間委託によって、里親のリクルート活動など創意工夫がみこまれ、効果を発揮するだろうと期待されています。

フォスタリング機関の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市。そして業務を福祉法人やNPO法人など民間団体に委託して実施することも可能としています。組織体制は、統括責任者を置き、事業ごとに里親リクルーター、里親トレーナー、里親等委託調整員、里親等相談支援員を置くように

求めています。

概算要求をみてユニークだと思われることは、新規里親を登録した数、里親委託を行った数、里親訪問事業での相談件数（委託児童数）によって加算額が違うことです。実績による出来高制が取り入れられています。

◆フォスタリング機関の業務

ガイドラインにはそれぞれの業務が詳しく解説されています。ここでは紙面の都合上、簡単に触れるにとどめますが、ぜひガイドラインにも目を通していただきたいと思います。

里親のリクルートなどについては、里親の認知度のアップ。これまでの業務を見直し未委託里親などの検証を行うこと、攻めのリクルート活動を行い、問い合わせには迅速に対応すること、ターゲットングが必要であること、里親希望者へのガイダンスのやり方や里親希望者のアセスメント方法などが述べられています。

そして登録前や登録後の研修の仕方、里親の強みや弱みを知るなどアセスメントのあり方。マッチングにおいてはそれぞれの情報の持ち寄り方、委託前交流の仕方、などの説明がなされています。

養育時の支援としては委託直後のフォローの重要性、訪問に際してはあらかじめ訪問の目的や内容などを知らせて、養育状況を把握することが重要であること、などが述べられています。

子どもと実親との関係の支援として、家族再統合に向けた計画や面会交流、里親委託の今後の見通しなどを共有することなど、ややハードルの高い問題についても触れられています。

さらに、里親に不適切な養育があった場合や委託が不調になった場合のこと、その場合の里親の喪失感への配慮なども述べられています。

不適切な養育については、里親だけでなく子ど

もや実親による場合も多いので理由を把握する、と
しています。とくに子どもの言動や里親に向けられ
る態度、学校でのトラブル、発達障害や虐待を受け
たトラウマなど。里親側の要因としては家庭内のさ
まざまな変化をできるだけ早期に知ることなどが述
べられています。

◆従来の里親支援業務はどうなるのか

民間のフォスタリング機関が発足することによ
って従来の里親支援業務はどうなるのでしょうか。
ガイドラインだけでは分からないことが概算要
求でイメージできる部分もあります。

フォスタリング機関の業務のなかに親族里親、
養子縁組家庭は含まれないので、この分野は従来の
里親支援機関あるいは養子縁組あっせん機関が担っ
て行くことになります。

また、フォスタリング業務を外部に委託しない場
合は児童相談所がフォスタリング機関となって、里
親支援機関に必要な業務を担ってもらうこととし
ています。ではその線はどこに引かれるのでしょ
うか。概算要求のなかでは統括責任者の配置につ
いて、①から④までの業務のうち3つ以上の業務が委
託された場合に配置が必要だとしていますから、民
間によるフォスタリング機関はこの3つ以上の業務
が委託された場合、ということになるでしょう。

◆フォスタリング機関と里親

これまで、措置権をもった児童相談所に里親が
養育相談をすると、場合によっては養育が困難なよ
うだから引き上げましょうか、と予期しない措置解
除に繋がったり、そうした恐れを感じて相談がしに
くいということがありました。その意味で児童相談
所以外の機関が里親家庭の相談に乗ってくれるこ
とはよいことだと思います。

懸念されることは、リクルートから親子の再統
合までを行うフォスタリング機関は、開拓した里親
をある種の所有感覚で管理していくことが考えられ
ます。里親同士の自由なコミュニケーションを阻む
ような管理は里親にとっては窮屈なことでしょう。
里親会への入会が阻まれるようであれば里親会の自
主的な活動も阻害されていきます。すでにそうした
声をあげている里親もいます。

10月は里親月間で、多くの地域で里親がチラシ

を配るなど里親啓発の活動を行いました。前述した
ように、里親登録数によってフォスタリング機関の
経費の加算額が違ってくようになると、こうした
草の根的な活動にも水を差す結果となるでしょう。

これからフォスタリング機関の設置が各地で活
発化していくでしょうが、里親家庭の子どもたちに
配慮した機関であってほしいものです。

「フォスタリング機関ガイドライン」本文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334677.pdf>

厚生労働省から

「里親認定についての注意喚起」の通知

今年3月9日に厚生労働省から「里親の登録
業務の適正な実施について」という通知が自治
体に向けて発出されました。その内容は下記の
通りです。

まず、里親登録にあたっては暴力団員と関係す
るような里親希望者について慎重を期すること。確
認のために宣誓書を書いてもらう、としています。

また禁固以上の刑に処せられた者、児童売
買春、児童ポルノに係る行為によって刑の執行
を受けている者、児童虐待の防止等に関する法
律に抵触した者などは里親になることができな
い、としています。

これについても、里親希望者からの宣誓書で
確認した上で、犯歴情報の照会をするよう求め
ています。

さらに、すでに登録が済んだ里親においても、
里親及び同居人が上記に該当するかどうか確認
すること、としています。

先に発表になった被措置児童への虐待など
でも、里親家庭の場合、同居人の存在が見逃さ
れがちですので、改めて同居人の確認が必要と
なっています。

詳しくは通知文をご確認ください。

「里親の登録業務の適正な実施について」本文

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujid-oukateikyoku/0000197356.pdf>

数字でみる里親制度

1

里親認定会議の回数

◆ 里親認定会議の回数

都道府県（市）で行われている里親認定の会議は1年間に何回くらい開催されているのでしょうか。

平成29年度に里親認定の会議を何回開催したか、全国里親会から地域の里親会事務局に対してアンケート（平成30年10月実施）を行いました。

回答をいただいたのは35の里親会。そのうち最も多かったのは年2回で20里親会（66.7%）。全体の6割以上が年2回開催と答えています。年3回は5里親会（16.1%）。通常は年2回開催だが親族里親について認定するため臨時の会議をもった、また、通常年2回だが書面の持ち回りで1回開催したといった回答がありました。

4回開催が1件（3.3%）、5回開催が2件（6.6%）、6回開催が3件（9.9%）、7件開催が2件（6.6%）、8回開催が1件（3.3%）、12回開催が1件（3.3%）という結果です。

年間に12回開催しているのは福岡市。12回開催しているということは毎月認定会議をもっているということでしょう。次いで多いのは埼玉県の年8回。

◆ 里親認定会議は何回が望ましいか

多くの地域で年2回開催と回答していますが、この回数だと認定前研修や家庭調査などを行っている間にタイミングを逃すとさらに半年認定されずに待つことになります。養子縁組を希望する里親の場合など、養親になるには年齢が大きく関係してきますから、認定の遅れは深刻でしょう。

養育里親についても、フォスティング機関を設置したりして、早急に里親を増やし委託を増やす政策がとられています。のんびりしている時間はありません。

社会的養護を里親にシフトしようという流れのなかで、里親認定会議の回数やあり方を見直す必要があるでしょう。

◆ 開催回数と地名

〈年2回〉

青森県・山形県・秋田県・栃木県・山梨県・神奈川県・静岡県・福井県・愛知県・和歌山県・滋賀県・徳島県・高知県・広島県・宮城県・大分県・鹿児島県・広島市・岡山市・静岡市

〈年3回〉

群馬県・三重県・香川県・鳥取県・神戸市

〈年4回〉

岐阜県

〈年5回〉

北海道・奈良県

〈年6回〉

東京都・京都府・北九州市

〈年7回〉

島根県・京都市

〈年8回〉

埼玉県

〈年11回〉

大阪府

〈年12回〉

福岡市

里親委託された子ども

◆ 委託児童

平成28年度に里親に新規委託された子どもは1629人。どこから委託されたのかをみると児童福祉施設からが548人（33.6%）、家族からが841人（51.6%）、その他が240人（14.7%）。

◆ 措置解除

平成28年度に措置解除された子どもの総数は1045人。保護の必要がなくなって家庭復帰した子どもは315人（30.1%）、普通養子縁組が60人（5.7%）、特別養子縁組が259人（24.8%）、満年齢が133人（12.7%）、逃亡2人（0.2%）、死亡3人（0.3%）、就職119人（11.4%）、その他154人（14.7%）となっています。

◆ 措置変更

里親家庭から措置変更になった子どもの総数は381人。そのうち児童福祉施設に入所した子どもは170人（44.6%）。他の里親に、が122人（32.0%）、その他89人（23.4%）。

里親家庭から施設や他の里親に変更になった子どもは委託児童総数の5.6%。里親の養育不調についての数字はありませんが、このなかに里親の不調や子どもの事情による措置変更が含まれています。

関連団体訪問④

一般社団法人 にんしんSOS 東京

副代表 土屋麻由美さんに聞く

「にんしんSOS 東京」を訪ねて



▲ 土屋麻由美さん

子どもの性の問題は里親にとっても悩みの種。そこで、東京・豊島区の「にんしんSOS 東京」を訪問し、副代表の土屋麻由美さんにお話をうかがいました。

❖ 相談の内容

私たちは妊娠にまつわる「こまった」「どうしよう」と悩んでいる方からの相談を受けています。私たちの団体は3年半前に「全国妊娠相談ネットワーク会議」に参加したメンバーが、「東京にもっと寄り添える相談窓口を作りたい」という思いから、有志のメンバーを集めて2015年12月に一般社団法人にんしんSOS東京を設立しました。

現在、全国に妊娠SOS相談窓口は40か所ありますが、それぞれの窓口は運営母体や体制などそれぞれに異なります。行政から委託されているところが多いですが、当団体は、民間の団体として発足して、助成金と寄付で運営してきましたが、今年の7月から、埼玉県

の相談事業を受託することとなりました。
相談をしてこられる方の年齢は幅広く、10代から40代までいらっしゃいますが、若い人たちが多く、10代が31%、20代が35%の割合です。男性からの相談も15%ほどあります。

10代の女性からの相談では、背景が複雑な方で、家庭が崩壊状態にあったり、親から虐待を受けている方も多く、性行為が唯一の自分を必要としてくれる人との時間であったり、一種の自傷行為になっている場合もあります。精神的な疾患のある方、知的な問題の感じられる方からの相談も多いです。サイトなどを利用した出会い系は中高生だけではなく、地方から上京してきた大学生にも多く、妊娠して連絡をとろうとしたらつながらなくなったということも多いです。また、成績が優秀で親の期待が高く、常によい結果を求められている人は、妊娠なんて親に話したら、家にいらなくなる、絶対にいえないと話します。

❖ 里親家庭の子ども

里親家庭では性的な虐待を受けた子どもを委託されることもあって、それが幼児であることも少なくないと思います。性器などを触ったり触られたりする経験をしてきているため、嫌だと思っていたはずなのに、大切にもらえるために、また、叱られた時には許してもらうために、からだを触ったり、触れさせたりすることがあるかもしれません。実際に性器に触れて気持ちよいという感情も早くから芽生えている子もいるでしょう。そのような行動をとられると、どう対応したら良いか悩むこと

もあるかと思います。小学校でも友達と仲良くなりたいために性的なふるまいをして、お友達の親から苦情をいわれるようなこともあるかと思います。

子どもたちには、普段から、男の子も女の子も、「水着で隠れる部分はプライベートゾーンだよ、そこは命を繋ぐ大切な所だから、他の人に触らせたり、触ったりしないんだよ」と繰り返し教えることが大切だと思います。そして、あなたのからだは自分のもので、大事にしているんだよ。自分で触る時も手を洗って、手以外の物にこすりつけたりしない、人前ではしないと話します。

里親さんのところに来る多くの子どもはサバイバーですよ。DVを見るような環境にさらされていたり、お父さんから性的な虐待を受けていてお母さんはそれを知っているのに守ってくれなかった、とかケースはさまざまです。そんなにしんどい体験があったのに、よく、生き抜いてきたねって気持ちで、子どもに関わってあげて欲しいです。話を聞くとびっくりするようなことも多いと思います。でも、それをどうやって外に出すか、聞いてあげられるかですね。特に性の問題は、お互いに話しにくさや、緊張感があるかもしれませんが、1人で悩ませないで、一緒に考えてあげられる人がいることは大切なことだと思います。そして、思春期になると、好きな人ができたり、性的な行動が出てくることも多いでしょう。頭ごなしに否定したり、叱ったりするのではなく、少しでもオープンに話せる環境をつくっておくのは必要だと思います。

大事なのは子どもの人権が守られること。守られない中で生きてきたわけですから、子どもは葛藤していて、場合によっては大人を試すこともあると思います。「ここにいていいんだよ、あなたが大切だよ」と繰り返し伝え、ぜひ共感的に関わっていただけたらと思います。(聞き手・木ノ内博道)

一般社団法人 にんしんSOS 東京

ホームページ <https://nsost.jp/>
電話での相談 03-4285-9870

一般社団法人 全国妊娠SOSネットワーク

ホームページ <http://zenninnet-sos.org/>

体験談を シェアしよう!

8 テーマ 異性関係

今回のテーマは子どもの「異性関係」です。子どもたちもある程度の年齢になれば、異性への興味が出てきて当然です。でもどのような人と、どういうお付き合いをしているのか、養育者としては気になるところ。子どもたちの中には、心の傷ゆえに不健全な方向へ走ってしまう子もいます。そんな時、どのように対応すればいいのでしょうか。

里親A子さんは小1で受託した女兒D子ちゃんと生活して約10年になります。受託当初から何かにつけて彼女の異性問題に、A子さんは悩まされてきました。D子ちゃんは小学生の頃から、クラスの男子に熱烈なラブレターを送ったり、近所に住む男子高校生にベタベタ付きまったり。そのような調子なので中学生になる頃には、遊び人の男子が寄ってくるようになり、同性の友人たちは離れていきました。

里親B代さんは4年前に、当時高校1年生だった女兒E美ちゃんを受託しました。口数が少なく、何をしても手ごたえのない子で、コミュニケーションをとるのも一苦労。異性どころか同性の友人と交流するのも難しい子で、B代さんはまさか彼女が恋愛するとは思っていませんでした。でもE美ちゃんにはいつの間にか彼氏がいて、2人で旅行する計画までたてていたのです。

里父C男さんの場合は、1歳前後で受託した女兒F花ちゃんです。幼少期は比較的育てやすかった彼女も、思春期あたりからいろいろな問題が目立ち始めました。それでも中学生の頃は活動範囲が家から近い場所だったのでよかったのですが、高校生になり電車通学が始まると、大人の目の届かない場所で遊ぶことが増え、気づいたら彼女の周囲には男の友人が何人もいました。

里親ひとりひとりの養育経験はささやかですが、いくつか集まれば貴重なノウハウになり、他の里親の養育にも生かすことができます。今回は「異性関係」について、2人の里母と1人の里父が貴重な体験談を語ってくれました。(船矢佳子)

交際は悪いことではないけれど...

異性と交際することは悪いことではありません。しかし愛情不足の環境で育ち、人のぬくもりに飢えている子も少なくありません。どのようなお付き合いなのか気をつけたいところです。

里親B代さんは彼氏を紹介された時、最初に「うちに来たら2人で部屋にこもらないこと」と言い、家の中で性行為は禁止とハッキリ伝えました。会ってすぐにそのような話をされて、彼氏の方は思い切り引いていたようですが、「最初が肝心」とB代さんは譲りませんでした。女子の場合は妊娠につながる可能性もあるので、当然と言えば当然です。

里親A子さんも同じで、彼氏を家に連れてきた時、そのあたりの話はキチンと伝えました。ところがD子ちゃんの場合は、なかなか約束が守れません。何度注意しても彼氏と自分の部屋にこもらうとするので、ついに児相職員に来てもらい、彼氏も一緒に話をしました。でも2人が真面目だったのは最初だけで、すぐに元に戻ってしまいました。業を煮やしたA子さんが彼氏に対し「今度はあなたの家に連れていってもらうわね。親御さんに連絡します」と言うと、ようやく彼氏が動きD子ちゃんを説得して態度が改まりました。

相手の親とつながる

「可能であれば、交際相手の親御さんにつながれるといいですね。ただこれは彼氏の親御さんが健全な場合に限りです。遊び人の彼氏と付き合っている時は、彼氏も家庭に問題ありの子ばかりで、とても



連絡を取れる雰囲気ではなかったです」(A子さん)。

B代さんの場合はひょんなことから、うまく彼氏の親とつながることができました。2人が内緒で旅行にいく計画をたてていた時のこと。先に気づいた彼氏の母親が電話をかけてきたのです。「大丈夫なんですか？息子の話だとE美ちゃんのお母さんは旅行を許可しているとのことですが」。「え!?そんなこと許可してません」。B代さんは即座に否定。このことがきっかけで彼氏の母親とつながることができ、双方で子どもたちを見守ることになりました。

危険な交際を防ぐには

異性関係は一歩間違えると、犯罪など危ない領域に子どもを踏み込ませてしまうことがあります。個人的な交際だけでなく、そちらの方面にも気を付けたいものです。

D子ちゃんは、中学生になると深夜までインターネットで遊び、ネットを通じていろいろな男性と連絡を取り合うようになりました。頭ごなしに反対しても効果がないことはわかっていたので、A子さんはハラハラしながらも、じっと様子を見守っていました。案の定、D子ちゃんは一人の怪しげな成人男性に会いにいくと言い出しました。もちろんA子さんは断固反対、D子ちゃんとは大げんかに発展しました。でも通信回線を切って、彼女の連絡手段を取り上げ徹底抗戦の構えを見せると、さすがに彼女も断念。「どうしても行くなら密かについて行こうと思っていた。危険な目にあったらと思うと本当に怖かったです」(A子さん)

C男さん宅のF花ちゃんは通っていた高校の校則が厳しく、学校に馴染めませんでした。部活も続かず放課後の時間を持て余している時に、地域のダンスチームに誘われました。若い男女が集まる華やかな雰囲気に惹かれたF花ちゃん。そこの仲間たちと交流するようになって今度は居酒屋のバイトを紹介され、さっさと始めてしまいました。その頃から彼女の周りには男の友人が増え、なかには性的マイノリティーの人たちも。妙だと思ってよくよく聞けば、バイト先は若い女性店員を売り物にした暴力団も出

入りするような店だと言うではありませんか。

C男さんは心配になりました。「こっそり遠巻きに店の様子をうかがいにいくと、店の前で男性客を呼び込む仕事をしていました」(C男さん)。帰宅時間は遅くなり、C男さんは夜中に何度も車で迎えにいき、高価なブランドものもずいぶん買わされました。腹がたつて思わず「出ていけ」と言いたくもなりましたが、そんなことを言ったら、本当に出て行きかねません。彼女の周りにはいくらでも物を買ってくれたり、泊めてくれる男たちがいるからです。「男性に声をかけるだけで稼げることがわかり、F花ちゃんはすっかり世の中を甘くみるようになりました」(C男さん)。このままではよくないと思ったC男さん、最後は「お願いだから店をやめてくれ」としつつ何度も頼みこんで、ようやく辞めてもらいました。

その後の彼女たち

彼女たち3人は今はどうしているのでしょうか。D子ちゃんは複数の男子と浮名を流していた頃はさんだ生活をしていましたが、高校生になった今は健全な男子と交際し彼の影響で部活やバイトなど他の方面に意識が向くようになりました。夜型の生活も改善して、A子さんによると「彼氏ともほどほどの距離」を保っているそうです。

E美ちゃんも多少逸脱することはあったものの、「基本的には彼氏ができてから明るく開放的になり、すっかり可愛くなりました」(B代さん)。高校を卒業し、自立した今もその彼氏とは続いており、B代さん宅にもよく遊びにきてくれます。

F花ちゃんは高校を卒業後、バイトや派遣社員などを転々としていましたが、少しずつ世間の厳しさを知り、「若いってだけでチャホヤされる仕事はいつまでもできない」と気づきました。20代の今は広告デザインの会社で正社員として働き、持ち前の華やかなセンスを仕事の上で活かしています。

異性との交際は心配なことも多いけれど、付き合い相手や付き合い方が健全であれば、よい影響を与えあうものです。時には危ない橋を渡りつつも、それを糧として子どもたちは成長してゆくのでしょう。

『里親だより』は季刊で発行しています。本号では平成30年8月から10月末までの動きをお知らせします。

北海道胆振東部地震・お見舞い

9月6日（木）未明に発生した「北海道胆振東部地震」は、最大震度7の規模で、胆振地域を中心に周辺地域に土砂崩れ、液状化現象、家屋倒壊、断水、全道の停電など未曾有の被害をもたらしました。改めてお見舞い申し上げます。

全国里親会では被災された里親家庭（1世帯）に災害見舞金をお渡ししました。

なお、9月8日（土）・9日（日）に予定していた北海道地区のブロック大会はこの地震のため12月9日に延期となりました。

3.11 被災児童養育中の親族里親へ支援金

全国里親会では、昨年に引き続き、東日本大震災の被災児童を養育中の親族里親に対し支援金をお送りしました。

対象は里親手当を受けていない親族里親で、かつ年金受給者。1世帯30万円×17世帯で合計510万円。

被災児童に支払われる支援金が多い中、この支援金は高齢化する養育者側を援助している点が特徴です。

全国里親会事務所の壁紙、元里子がリフォーム

全国里親会の事務所の壁紙を張り替え、見違えるほどきれいになりました。引き受けてくれたのは、工務店勤務の元里子のK君です。ありがとうございました。皆さま、事務所にお立ちよりの際は、新しくなった壁紙をどうぞご覧ください。

全国里親会・理事会、ブロック長会議を開催

全国里親会では、8月27日（月）、今年度2回目の里親委託等推進委員会、第1回目のブロック長会議、第2回目の理事会を開催しました。

里親委託等推進委員会の会議では10月の里親月間の取り組みなどについて、ブロック長会議では全国里親大会の運営とブロック内外の連携について、理事会では厚生労働省から発出されたガイドライ

ンや通知への対応、虐待問題における里親の身分保障（軽微なことで里親認定の取り消しなどがないように）、寄付金や助成金について、などを話し合いました。

全国里親会ホームページのリニューアル

10月1日（月）より全国里親会のホームページをリニューアルしました。また、里親月間の里親啓発PR用のパンフレットとリーフレット、グッズ（フォスタリングマークが入ったTシャツ、1枚3,000円）などを作りました。

社会的養育専門委員会開催

8月3日（金）、「第24回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」が開催されました。

内容は、①7月6日付で厚生労働省から自治体に対し発出された通知に関する厚労省の説明、②法務省法制審議会特別養子制度部会における検討状況について、③児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の説明、④子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループの設置について。

当会より、評議員の吉田菜穂子さんが委員として出席し意見を述べました。

里親による虐待・調査発表（平成28年度）

厚生労働省から「平成28年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について」が発表になりました。

それによると、平成28年度の被措置児童への虐待は、通告受理件数（総件数）は255件。そのうち虐待の事実が認められたのは87件でした（里親・ファミリーホームは13件・14.9%）。

里親による虐待の具体的なケースは下記の通りです。

- ・食事中的児童を注意した際、児童の頭を拳骨で一度殴った。
- ・児童の臀部を1～2回強く叩き、痣ができた。
- ・児童の頬をたたいたり、居室に閉じこめることが日常的に行われていた。
- ・児童をたたいたり蹴ったりということが日常的にあった。
- ・床を見ていた児童の後頭部を手で押して床に1回

当てた。

- ・同居人により、児童のズボンを脱がす、胸を触る、バットで背中を殴るなどの行為があり、児童が里親に訴えたが里親の対応は変わらなかった。
- ・児童から返事がなかったり謝らないことにいらだち、怒鳴ったり、外に出したりした。
- ・同居人が児童に不適切な身体接触を行った。

厚生労働省は、これらへの対策として、研修や支援体制を充実させるほか、里親認定時に同居人の調査を行うなどとしています。

被措置児童等への虐待については、児童福祉法第33条10号に定めがあり、里親会などでもう一度確認し、被措置児童への虐待防止の徹底を願います。

厚生労働省 概算要求（平成31年度）

8月31日（金）、厚生労働省は平成31年度の概算予算要求を発表しました。

子ども家庭局家庭福祉課と虐待防止対策推進室、母子家庭等自立支援室の予算は5,520億円（前年度概算要求5,264億円）。このうち、児童虐待防止対策・社会的養育については1,655億円（同1,548億円）。里親に関連する予算は①里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業0.3億円（同0円）、②養子縁組民間あっせん機関職員研修0.2億円（同0.2億円）、③里親制度等広報啓発事業0.6億円（同0.6億円）。

また、児童虐待・DV対策等総合支援事業として208億円が計上されています。このなかに①里親養育包括支援（フォスタリング）、②特別養子縁組の推進、③社会的養護自立支援事業等の充実、④未成年後見人支援事業などがあります。

里親月間、厚労省が啓発キャンペーン

里親月間（10月）にちなんで、厚労省が里親啓発キャンペーンを行いました。毎日新聞紙上で里親関連の記事（9月29日刊・別刷り）を掲載したほか、「家庭の新しいカタチ」として一般向けにリーフレットを作成。実子のいる里親、不妊治療をやめて登録した里親、共働きの里親、週末里親、ファミリーホームなどさまざまな形の里親を紹介しています。

また各地で里親啓発のキャンペーンなどが行われました。とくに、10月4日の里親の日にはチラシ

配布（日本こども支援協会の作成した「One Love キャンペーン」・全国里親会特別協力）が行われました。全国里親会では、東京・港区の「みなと区民祭り」（10月7～9日）に有志で参加し、里親の広報活動を行いました。

10月22日（13時30分～18時）には厚生労働省の補助事業として国際フォーラム「第2回H²Oサタシンポジウム」が大阪で開催されました。「子どもの虐待・貧困、里親制度 ―諸外国の取り組み―」と題して、海外の事例が発表されました。

議連の動き

「児童の養護と未来を考える議員連盟」が8月29日（水）開催されました。テーマは「警察との情報共有と児童相談所常勤弁護士必要性」について。福岡市のこども総合相談センターこども緊急支援課長の久保健二氏が話されました。

新語チェック（社会的養護・子ども・子育て）

- ▶ **迷惑施設**（東京・南青山で児童相談所設置に住民が反対。児童相談所は迷惑施設だという。正しい理解をしてもらうチャンスか）
- ▶ **伴走支援**（首都圏若者サポートネットワークが社会的養護から巣立った若者を応援する基金を始めた。伴走支援を行うとか）
- ▶ **赤ちゃん絵本**（赤ちゃんにむけた絵本が売れている。赤ちゃんの視力は0.02ほど。コントラストのあるはっきりした絵本が特徴）
- ▶ **パパ活**（新しいJKビジネス。女子高校生が熟年男性と会い食事や買い物をしてもらうもの。バイト感覚で広がっていて犯罪の温床になっている）
- ▶ **再犯防止プログラム**（児童虐待に特化した刑務所などによる再犯防止プログラムを法務省が検討している）
- ▶ **絵本プロジェクター**（暗くした寝室の天井に映像を投影して朗読やBGMで子どもに眠りを誘う絵本プロジェクターが注目されている）
- ▶ **契約パパ**（子ども好きの男性が登録する、お父さん代行が時々登場。お父さんバンクともいわれている）
- ▶ **口腔崩壊**（虫歯が10本以上ある子どもが3割いると学校の調査。治療しない親が増えている。無関心や貧困が原因）

戦後里親制度の変遷②

衰退期（1960年代～1980年代）

名古屋市立大学非常勤講師 博士(人間文化)
きだ みすず
貴田 美鈴

はじめに

1956年の経済白書が「もはや戦後ではない」と宣言し、この頃からわが国は高度経済成長期に入って、産業構造も大きく変化していきました。その変化のなかで、里子村は衰退し、児童の労働搾取や人身売買の問題も終息していきました。戦災孤児等の保護という戦後処理的な時期も終わり、児童福祉の方向性は、要保護児童対策から一般児童の健全育成へ移行していきます。

その後、高度経済成長期の終焉によって、社会福祉政策の見直しを迫られることになります。今回は、このような社会経済状況を背景に、1960年代から1980年代の委託児童数が減少し続けた「里親制度の衰退期」を振り返ります。

厚生省の里親制度への問題認識と政策

1960年代、厚生省の歴代の児童家庭局長であった黒木利克氏と渥美節夫氏は、当時の里親制度を推進しようとする書籍に序文を寄せるなど、里親制度への期待を表明しています。

こうした期待の中で、里親にはどのような支援がなされていたのでしょうか。まず、経済的支援として、所得税法の改正が行われ、委託児童を扶養親族とみなし、1967年から扶養控除の対象となりました。1954年に結成された全国里親連合会（全国里親会の前身）の当初からの要望が実現したのです。翌年には、住民税にも適用されることになりました。さらに、国は毎年「里親及び職親を求める全国運動」を展開し、里親制度の普及・進展を図っていました。また、里親への委託費についても徐々に引き上げられていましたが、1973年度を見てみると、養育費は月額1万4,900円、里親手当は月額2,000円と決して充分とはいえない額でした。

このような里親促進のための政策が進められていましたが、委託児童数は増加することなく、漸減していきました。厚生省も、社会的養護における里親委託率は12.5%にすぎないと1973年度の『厚生白書』に記し

ており、里親制度の活用が低調であることを認識していました。そこで、厚生省は1973年から全国里親会へ里親促進事業を委託し、全国里親会を通じて地域里親会に補助金を交付しています。里親促進事業では、児童相談所単位に里親から推進員を任命し、推進員が児童の委託推進や制度のPR、里親開拓などを行うとされ、2011年まで補助金の交付が続きました。

厚生省の養護施設への問題認識と政策

社会的養護のもう一方の担い手である養護施設は、在籍児童数が定員を下回る状態が1960年代以降続いていました。そこで、厚生省は、養護施設の定員削減や他業種への転換を1964年に指示しています。しかし、養護施設の定員割れは続き、厚生省は養護施設に対して、前年度の定員充足率が低い場合、暫定的に定員を減らし、事務費を減額する開差是正措置を1971年から実施しています。養護施設にとって定員数を暫定的にせよ減らされることは施設の経営の圧迫だけでなく、施設の存続にも関わる問題として、施設側団体の反対運動も起こっています。実際に、開差是正措置を受けた施設もありますが、要保護児童の養護施設への措置率は80%以上を維持し続けており、養護施設入所児童の大幅な減少にならないように運用されています。結局のところ、社会的養護の現場では要保護児童の施設入所措置が主流であることには変わりありませんでした。

民間団体や地方自治体の動向

里親制度が十分に活用されない状況の打開策として、一部の自治体や民間団体が、家庭養護推進に向けた独自の取り組みを行っています。たとえば、1960年代に入り、京阪神地区で始まった家庭養護寮制度と家庭養護促進協会による「愛の手運動」と呼ばれる家庭養護推進運動です。家庭養護促進協会は、家庭養護寮の増設に向けて、各地方公共団体や厚生省に対してこの制度の普及を働きかけましたが、全国的な広がりはありませんでした。

また、1972年に、東京都児童福祉審議会里親制度専門

分科会において「東京都における里親制度のあり方」という意見がまとめられました。そこでは、子どもの養育のみを目的とする「養育里親」を積極的に開拓、指導していくために、施設と里親は積極的に相互連携をはかる必要があるとして、「養育家庭制度」を提案しています。その結果、東京都は1973年に養育家庭制度を設け、養育家庭センターを養護施設や乳児院に委託して、里親の開拓や支援を始めています。全国的に里親制度の活用が不十分な中で、こうした取り組みを始められたのは、1960年代前半から進み始めていた自治体革新化の流れのなか、里親推進派の研究者が集められた結果であると考えられます。これらの先進的な取り組みは、特定の地域からの問題提起となりましたが、国は制度改正に向かうことはありませんでした。

里親制度における公的責任の後退と里親の位置づけ

高度経済成長期が終焉を迎える時期には、そのひずみにより、コインロッカー事件など、乳幼児をめぐる社会問題が頻発していました。こうした養護問題に対応するため、1974年に、通知「短期里親の運用について」が出され、1ヶ月から1年の期間、児童を預かる「短期里親」の運用が始まっています。単身者でも里親になれるなど、通常の里親の条件を緩和し、里親委託促進を図っています。しかし、短期里親の運用は、里親活用の一つの方策を示すものとなりましたが、一部の県を除くとあまり活用されませんでした。

ところで、1973年の第一次オイルショックを契機に、高度経済成長期は終焉を迎えます。この影響は、国の財政難の拡大を招きました。そこで政府は赤字財政体質の改善に向けて、1981年に第2次臨時行政調査会（臨調）を発足させ、第1次答申で、民間の活力を生かすなど、行政の見直しによる支出の節減合理化を提言しています。さらに、1983年の最終答申（第5次答申）では、具体的な課題の一つに、ボランティア活動等民間活力の活用をあげています。

この点に関連して、「1985年頃に方針転換をし、里親の位置づけをボランティアにした」と、厚生省児童家庭局の企画課長が1996年の中央児童福祉審議会において述べています。ボランティアとは、個人の意思により、金銭的对価を求めず、社会的活動を行う人々であるという一般通念に照らせば、里親のボランティアという位置づけは、国の支出節減の手段としての民間活力の活用という方針を受けたものといえます。

こうした社会福祉政策における民間活力の活用や相互扶助という当時の基本方針を受け、1986年には、厚生省は在宅心身障害児（者）の療育事業に、里親促進事業を加え、全国里親会に委託しています。ところが、その事業内容は、里親等と委託対象児童との調整など、

本来ならば児童相談所の児童福祉司が行うべきものであり、高度なケースワーク業務ともいえるものでした。全国里親会がこれを請け負うには負担が大き過ぎるものであったといえます。

「家庭養育運営要綱」の改正と厚生省の意図

1987年には、「里親等家庭養育運営要綱」が、「家庭養育運営要綱」の40年ぶりの改正として発表されています。この改正は、児童福祉施設の最低基準が改正されたことにも連動しています。厚生省の山本(1988)は、「里親はボランティアであり、篤志家という里親像を普通の人へと変更し、普通の人をりっぱな里親に育てていくという理念の下に家庭養育運営要綱を改正した」と発言しています。

改正の主な内容は、単身里親の容認、障害児通所施設との二重措置の許可、里親家庭調査を最低限にするというものでした。こうした変更は、里親になるにあたっての様々な制限を減らしたものであり、里親のベース拡大を図ったものでした。同時に、篤志家から普通の人へと位置づけを変更したことによって、普通の人に、より養育技術を高めてもらう必要があるとして、研修の導入が図られました。また、1988年から特別養子縁組制度がスタートすることを踏まえ、養親希望者に対しても里親と同じように児童の養育を児童相談所が指導することとなりました。

一方で、児童相談所の里親家庭への具体的な訪問回数の規定を削除しています。これによって、児童相談所の負担軽減を図り、その分里親委託を増やそうとしたのですが、結果的に、児童相談所の里親への支援の後退を招いたといえます。このように国は里親認定者の拡大を志向しているのですが、この改正によっても、里親委託児童数は増加することはありませんでした。

里親の位置づけは、「篤志家」から「普通の人＝ボランティア」へと変わり、この後も里親はボランティアであるとの強調が1990年代半ばまで続きます。しかし、次の「里親制度の見直し期」には、国は里親の位置づけを変更し、里親委託の増加へと向かっていくことになります。

【付記】 本稿は、貴田美鈴(2007)「里親制度における政策主体の意図—1960年代から1980年代の政策展開に着目して—」『人間文化研究』8, 83-97. を基に、新たにまとめたものです。

引用文献

山本保 (1988)「『家庭養育運営要綱』の改正—40年ぶりの里親制度改正・『里親を育てる』に—」『新しい家族』12, 49-60.

● おすすめの映画 ●



愛と法

監督: 戸田ひかる

大阪の下町で法律事務所を営む弁護士^{ふうふ}夫カズとフミ。事情があって一緒に暮らすことになった少年・カズマは、2人との生活をニコッと笑い「普通」と答える。

夫夫げんかもすれば、ふざけて笑い合い、お弁当に何が持っていきたいかとリクエストを聞き、どんなに忙しくとも持たせてくれます。どこにでもあるような家族の日常の中で、カズマの感じた感覚こそが、「普通」という言葉に込められていたのです。

ストーリーは弁護士として取り組む一つ一つのケースに沿って進んでいきます。そこから透けて見える2人の日常を通して、人との向き合い方、率直に悲しむ姿、苛立ち、大切にしたいものへの愛が丁寧に描き出されています。

難しくとらえがちな「性的マイノリティ」、「血のつながらない親子」というテーマを、温かい人とのつながりとユーモアたっぷりの会話で解きほぐし、観る人の心に「自分らしく生きる」ということの大切さを教えてくれるようです。

社会的養護の世界を描く映画としては、ようやく説教臭くない、ドキュメンタリーでありながら、人間ドラマとして素晴らしい作品が日本に誕生したと思います。

深く「人として尊重する」ということに向き合っている彼らに、私達里親は大いに学ぶことがあると感じました。

●2017年・第30回東京国際映画祭「日本映画スプラッシュ」部門作品賞

●第42回香港国際映画祭最優秀ドキュメンタリー賞

齋藤直巨

映画「愛と法」劇場公開情報

全国順次公開中

(※公式HPに最新の公開劇場の情報が掲載されていますので、そちらをご覧ください)

詳しくは映画公式HP <http://aitohou-movie.com/> または東風 info@tongpoo-films.jp まで



© Nanmori Films

編集 後記

●里親の皆さんの知りたいに答える『里親だより』でありたいと思っています。読後感や取り上げしてほしい要望などをお寄せいただけたら幸いです。(木ノ内) ●子どもがアルバイトの面接を受けるため、履歴書を書きました。履歴書は自分自身と向き合う作業。途中で何度か中断しましたが、最後までちゃんと書き上げられました。(船矢) ●新しく広報委員になりました齋藤です。子育てしかしてこなかったお母ちゃんならではの視点で関わらせて頂きたいなと思っております。宜しくお願い致します(齋藤)

里親だより 第118号

発行日 平成30年11月20日 発行:公益財団法人 全国里親会 発行人:河内 美舟

編集人:本多 洋実 編集:木ノ内 博道・船矢 佳子・齋藤 直巨 印刷所:株式会社あーす

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp